平成２２年（フ）第２３号
大分市大字河原内1187番地の１
債務者　畑中　広美
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７５５号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1475番地の80
債務者　米崎　賢一
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７１８号
千葉県柏市西柏台２丁目９番３号
債務者　山岸　京子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９８号
千葉県松戸市千駄堀1581番地　シャルマンブラン201号
債務者　尾上　丈二
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番83―505号
債務者　高野　伸代
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６号
千葉県松戸市松飛台458番地の１
債務者　長谷川　徹
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８号
千葉県野田市木野崎2091番地の２
債務者　豊田ひろみ
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１号
千葉県柏市大室329番地
債務者　染谷　典孝
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２号
千葉県我孫子市新木野４丁目10番16号
債務者　石島　利章
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０号
仙台市太白区八木山香澄町２番10―102号
債務者　多田　幸令
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目18番８号
債務者　犬飼　春香
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
仙台市太白区袋原３丁目16番37号
債務者　齋藤　金藏
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
仙台市宮城野区清水沼１丁目２番11号
債務者　古市イナ子
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ11棟28
債務者　柴崎　克巳
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
宮城県白石市城南１丁目１番24号
債務者　上西美恵子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５２３号
秋田市港北新町７―35リポーズウイング秋田Ａ101号、住民票上の住所秋田市土崎港中央７丁目２番21号
債務者　保坂ゆみ子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
秋田市旭南１丁目15番１―４号
債務者　小田島茂之
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９号
福島県いわき市小名浜岡小名１丁目５番地の２　Ｋコーポ２―Ｄ、前住所福島県いわき市田人町貝泊字井出98番地
債務者　松本　房子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所いわき支部